○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、次の登録研修機関から研修業務の全部を廃止することについて次のとおり届出があったため、同法第十二条の二十八第三号の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十二年一月二十五日
二　登録番号　第二十八号
三　登録研修機関の氏名又は名称　一般社団法人日本インバウンド観光支援協会
四　住所　東京都新宿区西新宿四丁目二番十九号
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿四丁目二番十九号
六　法人にあってはその代表者の氏名　藤野　公孝
七　失効年月日　平成二十三年三月二十日

○海上保安庁告示第六十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　名瀬港立神灯台
位置
所在地　鹿児島県名瀬港（立神）
北緯　二八―二四―三〇
東経　一二九―二九―五五
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで三九メートル
変更年月日　平成二十四年二月六日

○海上保安庁告示第六十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小名浜港大剣防波堤灯台
位置
所在地　福島県小名浜港（大剣防波堤外端）
北緯　三六―五四―五九
東経　一四〇―五一―五四
変更した事項　光達距離　三・五海里
光度　実効光度二五カンデラ
変更年月日　平成二十四年二月八日

○海上保安庁告示第六十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鳥ノ巣山ヘタノ瀬照射灯
位置
所在地　鹿児島県薩摩川内市（鳥ノ巣山灯台）
北緯　三一―四七―〇六
東経　一二九―四八―〇五
廃止年月日　平成二十四年二月十日

○海上保安庁告示第六十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　石巻港大曲灯浮標
位置
所在地　宮城県石巻港（石巻港雲雀野防波堤灯台の南西方約一・六キロメートル）
北緯　三八―二三―一四
東経　一四一―一五―〇七
変更した事項　光度　一六カンデラ
変更年月日　平成二十四年二月十日

○海上保安庁告示第七十号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　牛深港明石防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草市（牛深港明石防波堤外端）
北緯　三二―一二―四三
東経　一三〇―〇一―五五
廃止年月日　平成二十四年二月十五日

名称　田老港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（田老港東防波堤外端）
北緯　三九―四三―五二
東経　一四一―五八―三三
撤去年月日　平成二十四年二月十五日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　久慈港玉の脇外防波堤灯台
位置
所在地　岩手県久慈港（玉の脇外防波堤外端）
北緯　四〇―一一―〇九
東経　一四一―四八―一九
変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十四年二月十五日

○防衛省告示第五十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十六日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間
(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒
(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒
(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒
(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十六日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空
(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(ウ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(エ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。